

ストレスチェック制度の実施に関する自主点検票(兼ファクシミリ送付票)

資料1

宮崎労働局労働基準部 健康安全課

あて (ファクシミリ番号:0985-38-8830)

自主点検

事業場名			
所在地		電話番号	
労働者数	名	担当部署・職氏名	
過去1年間(平成27年4月1日～平成28年3月31日)において、 メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業した又は退職した労働者の有無 (メンタルヘルス不調とは、ストレスや強い悩み、不安など、労働者の心身の健康、社会生活および生活の質に影響を与える可能性のある精神的および行動上の問題を幅広く含みます。)			有 ・ 無

宮崎労働局では、ストレスチェック制度義務化の啓発指導を行っています。管内事業場の取組状況を把握するため、自主点検を実施しています。お手数ですが、各事項をご記入の上、上記あてFAX等によりご回答方お願い致します。

No	項目	取組内容 (該当するに"レ"を付けてください。)
1	ストレスチェックの実施	労働安全衛生法改正に基づく「ストレスチェック」(労働者の心理的な負担の程度を把握するための医師又は保健師等による検査)を実施しましたか？ 初回のストレスチェックを平成28年11月30日までに実施する必要があります。
		1) 実施済み又は実施中 → 平成28年7月末までに実施予定 2) 実施予定あり → 平成28年9月末までに実施予定 3) 実施予定なし 平成28年11月末までに実施予定
2	ストレスチェックの「実施者」	次のうち、誰をストレスチェックの実施者としていますか？
		1) 事業場選任の産業医 2) 事業場所属の保健師、看護師又は精神保健福祉士 3) 外部委託先の医師、保健師、看護師又は精神保健福祉士 4) その他() 5) 未定
3	医師による面接指導の実施	ストレスチェックの結果で「医師による面接指導が必要」とされた労働者に対し、本人からの申出により、医師による面接指導を実施しましたか？
		1) 申出者なし(労働者に結果を通知し、概ね1か月以上経過した) 2) 申出者待ち(労働者に結果を通知し、概ね1か月以内の状況) 3) 実施済み又は実施中 4) 実施予定あり → 面接指導を行う医師が決まっている 5) 実施予定なし 面接指導を行う医師が決まっていない
4	外部委託機関の活用	ストレスチェック制度において、外部委託状況をお答えください。(複数回答可)
		1) ストレスチェック及び面接指導において活用 2) ストレスチェックにおいて活用 3) 面接指導において活用 4) 活用なし 5) 未定 6) その他()
5	集団ごとの集計・分析の実施	ストレスチェック結果を一定規模の集団ごとに集計・分析し、職場環境改善のための取り組みを行いましたか？
		1) 実施済み又は実施中 2) 実施予定あり 3) 実施予定なし
宮崎産業保健総合支援センターの利用について		宮崎産業保健総合支援センターでは、ストレスチェック制度導入のための、産業医等実施者向け、実施事務従事者向け、事業者向け等の研修や各事業場の取組状況に応じた個別訪問支援を無料で行っています。(電話 0985-62-2511) 1) 宮崎産業保健総合支援センターの支援を希望する。 労働局から支援センターへの連絡希望の有無 有 無 2) 宮崎産業保健総合支援センターの支援を希望しない。